

千葉県立保健医療大学健康科学部長選考規程

平成21年4月1日
規程 第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）（以下「教特法」という。）第3条及び第7条の規定により、千葉県立保健医療大学健康科学部長（以下「学部長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の機関)

第2条 学部長候補者（以下「候補者」という。）の選考は、健康科学部教授会の議に基づき、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、候補者の選考を行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

2 候補者の選考は、原則として、前項第1号の場合は任期満了の30日前までに、同項第2号又は第3号の場合は速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第4条 候補者は、健康科学部の教授をもって充て、人格が高潔で、学識が優れた者でなければならない。

(知事への申出)

第5条 学長は、第2条の規定により候補者を選考した場合は、教特法第10条の規定により、知事に申し出なければならない。

(任期)

第6条 学部長の任期は、2年とする。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

2 第3条第1項第2号又は第3号の事由により選出された者の任期は、前項にかかわらず前任者の残任期間とする。

(規程の実施及び解釈)

第7条 この規程の実施及び解釈について疑義が生じたときは、評議会の議を経て学長が定める。

2 学部長の選考に関してこの規程に定めのない事項については、健康科学部教授会の議に基づき、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に学部長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなし、その任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、4年とする。